



(03) 3591-6361 3902
 (03) 3591-9819

() ()

21			
514		41	
	4		369
		40	

未来に残そう青い海

海上保安庁が把握する海洋汚染の中で、もっとも多い種類は、油によるものです。主な原因はビルの違法解体、燃料搭載船におけるバルブ操作ミスなどで、いずれの行いも法律違反として罰せられます。美しく豊かな海を未来に残すため、法令を遵守し、海洋環境保全に努めてください。

平成27年海洋汚染発生状況確認件数		油類の排出原因別件数	
船舶等	104	船舶	70
その他	31	陸上	27
総数	134件	陸上	960件
		船舶	161
		ビル等からの不適切な排出	800件

船舶からの違法なビル等の解体の様子
 燃料搭載船の違法なバルブ操作の様子
 陸上からの違法なビル等の解体の様子

船舶からのビル等の排出基準は平成19年1月1日改正されています。船舶から排出される油類はすべて、すべての船舶の排出基準に適合している必要があります。

陸上からのビル等の排出基準は平成19年1月1日改正されています。陸上からのビル等の排出基準に適合している必要があります。

「海のももは日々赤」へ違反！

「海のももは日々赤」へ違反！

（財）海上保安協会 JCG 海上保安庁 Japan Coast Guard 国土交通省 国土交通省 国土交通省

第 11 回未来に残そう青い海・図画コンクール（募集のご案内）



380mm× 540mm

×

×

270mm× 380mm

JAPAN COAST GUARD

名称	住所	電話番号
第一管区海上保安本部	〒047-8560 北海道小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部	〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	〒950-8543 新潟県新潟市中央区万代2-2-1	025-245-0118
第十管区海上保安本部	〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118

×

ショウガクセイイイガクネン プ ・小学生低学年の部 ショウガクセイコウガクネン プ ・小学生高学年の部 チュウガクセイ プ ・中学生の部	オウボブモン 応募部門 *いずれかNにOをする。	ナマエ お名前	ガクネン 学年	サクンヤ 作者からのメッセージ	ガッコウメイ 学校名	学校の連絡先	最寄りの海上保安部署	返却方法 *いずれかNにOをする。	・最寄りの海上保安部署で受け取る ・郵送(着払い)	受付管区本部	受付日
作者記入欄						先生記入欄			海上保安庁 記入欄		

